

## 出前講座 注文承ります

1月8日(日)、下久井原公民館で、下久井原地域婦人会および老人会が、健康福祉課の保健師を講師に招き、“健康づくりと介護予防”の講座を受講されました。30歳代～80歳代の36人が話を聞かれ、併せて健康相談もあり、大変喜んでいらっしゃいました。

1月23日(月)、岩尻老人会37人が“交通安全(防災)について”を受講されました。また、1月27日(金)には、用木区の食生活改善推進委員さんから区民の人への「地域伝達(料理)講習」があり、そのあとに17人が“健康づくりと介護予防”の講座を受講されました。



“健康づくりと介護予防”講座(用木公民館)



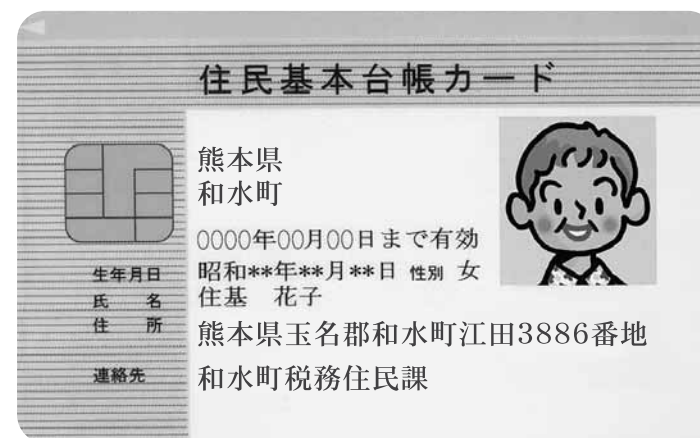
“交通安全(防災)”講座(岩尻公民館)

出前講座とは、町が行っている仕事の中で、町民の皆さんが「知りたい、聞きたい」内容について町職員が講師となり、皆さんの地域へ出向いてお話するものです。  
皆さんのご注文をお待ちしています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 本庁 総務課 企画室 企画係 ☎0968・86・5721

## 写真付き住民基本台帳カードの活用方法

本庁税務住民課・総合支所住民課で、「写真付き住民基本台帳カード」を交付しています。この「写真付き住民基本台帳カード」は、運転免許証などと同様に、公的な身分証明書として利用できます。運転免許証の自主返納された人など公的な身分証明書を必要とされる人は申請してください。手数料(500円)が必要となります。



問い合わせ先 本庁 税務住民課 戸籍住民係 ☎0968・86・5723

## 4月から新制度スタート



# 森林を取得したら届出が必要です



## 森林法改正により、「森林の土地の所有者届出制度」が4月から施行されます。

この制度は、森林所有者を把握するため、売買だけではなく、相続などによるものも含めて、権利の移転があった場合には、面積によらず市町村長へ事後届出が義務づけられるものです。



適切に森林整備を推進!

**Q** なぜ新たな届出制度ができたの？

**A** 森林所有者が分からないと、  
①助言などができない。  
②間伐などをする場合に、森林を集約化し効率を上げられない。  
ということから、森林所有者の把握をするためにできました。

**Q** いつ届出が必要なの？

**A** 売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、新たに森林※<sup>1</sup>を取得したとき。  
(土地売買契約の届出※<sup>2</sup>を提出した場合には、届出は不要)

※1…県が作成する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いです。  
※2…国土利用計画法に基づき、10,000㎡以上の土地の売買契約をした時は事後届出が必要です。

**Q** いつ届出を行うの？

**A** 所有者となった日から90日以内に、取得した土地の市町村長に届出を行います。

**Q** 届出を出さないとななるの？

**A** 届出をしない、または虚偽の届出をした場合には、10万円以下の過料が課せられることがあります。

**Q** どのような届出書を提出するの？

**A** 届出書の様式に記入の上、次の書類を添付して提出してください。  
①森林の登記事項証明書(写し可)、または、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書などの写しで権利を取得したことが分かる書類  
②森林の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)



森林所有者となった人は、立木の伐採を行う場合は市町村長に伐採や伐採後の造林の事前届出、1ha超の林地開発を行う場合は知事の許可が必要です。(保安林では、立木の伐採などや土地の形質の変更について、知事の許可などが必要です)

届出・問い合わせ先 本庁 経済課 林務耕地係 ☎0968・86・5725  
総合支所 事業課 林務耕地係 ☎0968・34・3111(内線722)